

千葉県新港学校給食センター
整備事業

落札者決定基準

平成20年1月11日

千葉県

1 審査方式

本事業を実施する事業者は、専門的な知識やノウハウ（事業経営能力、資金調達能力、設計技術力、建設技術力、維持管理・運営能力等）を有することが必要となる。このため、落札者の決定に当たっては、価格及びその他の条件（性能、機能、技術等）によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

この落札者決定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、要求水準書等の内容について入札参加者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

（1）総合評価一般競争入札

総合評価一般競争入札の方法は、次のとおりである。

1）入札参加資格の確認審査（以下「参加資格審査」という。）

市は、参加資格審査申請書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。資格不備の場合は、失格とする。

2）最優秀提案の選定

入札価格の確認

市は、入札書類に記載された入札価格¹が予定価格²を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

提案内容の基礎審査

千葉県 PFI 事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、提案書に記載された内容が、この落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

提案内容の定量化審査

審査委員会は、提案書に記載された内容について、この落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。審査委員会で、各評価項目に対し、評価の理由を明らかにした上で得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。ただし、得点の合計が最も高い提案が2以上あるときは、当該者にくじを引かせて最優秀提案を選定する。

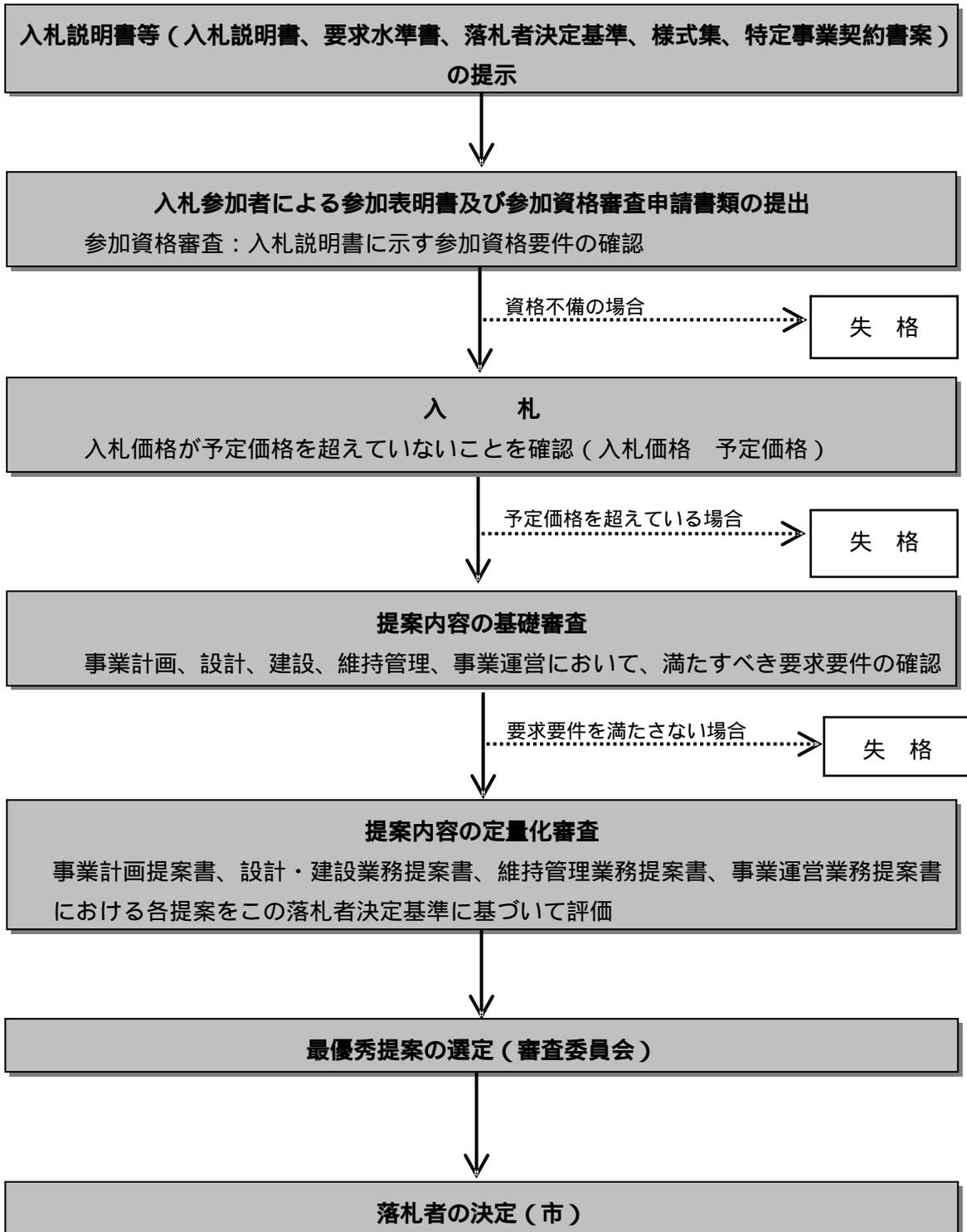
3）落札者の決定

市は、審査委員会の最優秀提案選定を踏まえ、落札者を決定する。

1「入札価格」…事業期間中の市の支払額の合計

2「予定価格」…従来方式における財政支出に対して一定の削減を見込んだ価格

(2) 審査等の流れ



2 参加資格審査の方法

(1) 審査の項目

参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類から、次の事項を確認する。

1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）本施設の工事監理を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）及び維持管理・運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）

入札参加者の構成員は以下の定義により分類される。

(ア) 代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者

(イ) 構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業

(ウ) 協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業

一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、一入札参加者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成員となることはできない。ただし、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

落札した入札参加者の代表企業及び構成企業は、仮契約締結までに千葉市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。代表企業及び構成企業以外のものが SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、代表企業及び構成企業以外の出資者による議決権保有割合は全体の 50% 未満とする。

2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 市の平成19・20年度入札参加資格を有している者で、延床面積3,000㎡以上の設計実績を有していること。

(ウ) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

(エ) ドライシステムの給食事業(学校給食に限らず)の設計実績を有していること。

建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 市の平成19・20年度入札参加資格を有している者で、建築工事にAランクで登録され延床面積3,000㎡以上の施工実績を有しているもの。

(ウ) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

(エ) ドライシステムの給食事業(学校給食に限らず)の施工実績を有していること。

工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 市の平成19・20年度入札参加資格を有している者で、延床面積3,000㎡以上の工事監理実績を有していること。

(ウ) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

(エ) ドライシステムの給食事業(学校給食に限らず)の工事監理実績を有していること。

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して維持管理・運営業務を実施する場合、少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

(ア) 市の平成19・20年度入札参加資格を有していること。

(イ) HACCPに対する相当の知識を有していること。

(ウ) HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設、地方公共団体等が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていること。

められた施設、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムで1回 300食以上又は1日 750食以上を提供する調理施設の運営実績を有していること。

(エ) 給食事業(学校給食に限らず)の運営能力及び調理実績を有していること。

3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

地方自治法施行令第(昭和22年政令第16号)167条の4の規定に該当する者
市の指名停止措置を受けている者

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしている者(ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。)

破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者

手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者

本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4

・東京丸の内・春木法律事務所 東京都千代田区丸の内1-4-2

最近1年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者

(2) 審査の流れ

参加表明書及び参加資格審査申請書類から参加資格について確認し、その結果を代表企業に対し通知する。

3 基礎審査の方法

(1) 審査の項目

提案書に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

共通事項

- ・ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと
- ・ 提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること

事業計画提案書

- ・ 総合評価に用いる価格は、割引率4%で現在価値化されていること
- ・ リスク分担に関し、入札説明書別紙で示したリスクの分担方針との齟齬がないこと

設計・建設業務提案書、維持管理業務提案書、事業運営業務提案書

- ・ 当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること

(2) 審査の流れ

提案書から、基礎審査項目の内容を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について、定量化審査を行う。

4 定量化審査の方法

(1) 審査の方法

提案書に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

1) 定量化審査の基本方針

定量化審査による得点が総合評価の値となるため、その配点及び得点化基準については、衛生的かつ安全であり、ドライシステム、汚染・非汚染区域の明確なゾーニング、HACCPの概念を基礎とした衛生管理体制等、市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

なお、市は本事業に対し、PFI事業として実施することにより、財政負担の削減を図るとともに、公共サービスの水準の向上を期待している。

2) 審査における大項目別の配点

前記の定量化審査の基本方針を踏まえ、配点について次のとおりとした。

審査項目（大項目別）	配点
事業計画に関する事項	10点
設計・建設業務に関する事項	20点
維持管理業務に関する事項	10点
事業運営業務に関する事項	30点
入札価格に関する事項	30点
合計	100点

3) 定量化審査における得点化方法

各項目毎に定量化評価を行い、評価できる場合は、その項目に定める得点を付与する。

4) 定性的評価項目における得点化方法

定量化審査においては、入札参加者からの多様な提案に対応するため、一部の審査項目を除き、定性的に評価する項目を設定している。

定性的評価項目については、次に示す3段階評価による得点化方法により得点を付与する。これらは、入札参加者間の相対比較ではなく絶対評価の方法により行う。

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	当該評価項目において特に優れている	配点×1.0
B	当該評価項目において優れている	配点×0.5
C	当該評価項目において優れているとは認められない	配点×0.0

(2) 得点化基準

次の表に示す配点に従い、提案書に記載された内容を得点化する。

表 定量化審査の配点表

審査項目		配点
1) 事業計画に関する事項		(10点)
	事業実施方針・実施体制	3点
	資金調達・返済計画の確実性・安定性	2点
	リスク管理の方針	2点
	市が実施する食数調整の自由度	1点
	地域経済・社会への貢献	2点
2) 設計・建設業務に関する事項		(20点)
	社会性	2点
	環境保全性	4点
	安全性	3点
	機能性	5点
	経済性	4点
	施工計画	2点
3) 維持管理業務に関する事項		(10点)
	維持管理体制	2点
	修繕計画	4点
	清掃業務	1点
	その他維持管理業務	3点
4) 事業運営業務に関する事項		(30点)
	調理体制	6点
	調理過程の安全性	5点
	衛生管理業務	5点
	運搬中の安全性	3点
	残滓の発生抑制・リサイクル	6点
	給食の受け渡し後の安全性	1点
	食中毒等の原因究明	2点
	その他安全、衛生への配慮	2点
5) 入札価格に関する事項		(30点)
	入札価格	30点
合 計		100点

1) 事業計画に関する事項(事業計画提案書の審査)

事業実施方針・実施体制(配点:3点)

事業実施方針・実施体制において優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を3点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・本事業の目的、施設の役割等に合致した事業実施方針について優れた提案がなされているか
- ・上記の業務実施方針を具現化するための実施体制について優れた提案がなされているか
- ・品質の低下の兆候を早期に発見し、自主的に改善が図られる仕組みについて優れた提案がなされているか

資金調達・返済計画の確実性・安定性(配点:2点)

資金調達・返済計画の確実性・安定性において優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・資金調達の確実性と安定性について優れた提案がなされているか
- ・毎年度の収支計画の確実性と安定性について優れた提案がなされているか

リスク管理の方針(配点:2点)

リスク管理の方針において優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・本事業に付随するリスクの分析について優れた提案がなされているか
- ・リスクを顕在化させない仕組みについて優れた提案がなされているか
- ・リスクが顕在化した場合の対応策について優れた提案がなされているか

市が実施する食数調整の自由度(配点:1点)

市が実施する食数調整において、その自由度が拡大する提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を1点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・固定費と変動費の考え方について優れた提案がなされているか
- ・食数や配送校の変更への対応について優れた提案がなされているか

地域経済・社会への貢献(配点:2点)

事業の実施に伴い、地域(市内)経済や地域社会の活性化に貢献する提案がなさ

れた場合は、確実性、実効性などの内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・事業の実施に伴う地域(市内)経済や地域社会の活性化への貢献について優れた提案がなされているか

2) 設計・建設業務に関する事項(設計・建設業務提案書の審査)

社会性(配点:2点)

設計・建設業務において、社会性の観点から優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・地域に対する臭気対策等の配慮について優れた提案がなされているか
- ・周辺都市環境との調和や良好な景観の形成について優れた提案がなされているか
- ・その他、社会性について優れた提案がなされているか

環境保全性(配点:4点)

設計・建設業務において、環境保全性の観点から優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を4点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・施設の長寿命化、エコマテリアルの採用、省エネルギー・省資源化などによる環境負荷の低減について優れた提案がなされているか
- ・周辺環境の保全について優れた提案がなされているか
- ・その他、環境保全性について優れた提案がなされているか

安全性(配点:3点)

設計・建設業務において、安全性の観点から優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を3点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・耐震性について優れた提案がなされているか
- ・火災等の事故防止について優れた提案がなされているか
- ・災害発生時の機能維持や早期復旧について優れた提案がなされているか
- ・その他、安全性について優れた提案がなされているか

機能性(配点:5点)

設計・建設業務において、機能性の観点から優れた提案がなされた場合は、その

内容に応じて、配点を5点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・給食エリアのゾーニング、配置計画、動線計画について優れた提案がなされているか
- ・HACCP の概念を基礎とした衛生管理について優れた提案がなされているか
- ・バリアフリーについて優れた提案がなされているか
- ・作業・執務環境について優れた提案がなされているか
- ・その他、機能性について優れた提案がなされているか

経済性（配点：4点）

設計・建設業務において、経済性の観点から優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を4点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・ライフサイクルコストの削減について優れた提案がなされているか
- ・フレキシビリティ・更新性について優れた提案がなされているか
- ・その他、経済性について優れた提案がなされているか

施工計画（配点：2点）

施設の建設において、施工計画の観点から優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・工程遵守・品質管理について優れた提案がなされているか

3) 維持管理業務に関する事項（維持管理業務提案書の審査）

維持管理体制（配点：2点）

維持管理の全体計画において、実施体制、責任分担、緊急時対応等が明確である提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・維持管理業務の品質確保に資する維持管理体制について優れた提案がなされているか
- ・品質の低下の兆候を早期に発見し、自主的に改善が図られる仕組みについて優れた提案がなされているか

修繕計画（配点：4点）

建築物、建築設備、調理設備等の修繕計画の策定にあたり、事業期間中及び事業期間終了後を通じた配慮が具体的に明記されている提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を4点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・ 予防保全を基本とした劣化等による危険・障害の未然防止について優れた提案がなされているか
- ・ 事業期間終了後の施設の継続的な使用について優れた提案がなされているか
- ・ 事業期間終了時における市への施設等の引き渡しやその準備方法について優れた提案がなされているか

清掃業務（配点：1点）

清掃業務において、確実性、安定性、公益性等の観点から優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を1点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・ 衛生管理に十分配慮された清掃業務の実施について優れた提案がなされているか

その他維持管理業務（配点：3点）

その他維持管理業務において、確実性、安定性、公益性、環境への配慮等の観点から優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を3点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・ その他、維持管理業務の品質確保について優れた提案がなされているか

4) 事業運営業務に関する事項（事業運営業務提案書の審査）

調理体制（配点：6点）

調理の実施体制において、指示系統、個人能力（資格、経験）及び雇用条件等を明確にした上で、円滑な調理の実現が期待できる優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を6点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・ 調理業務の品質確保に資する調理体制について優れた提案がなされているか
- ・ 品質の低下の兆候を早期に発見し、自主的に改善が図られる仕組みについて優れた提案がなされているか
- ・ 市が行う献立作成や食材調達・調理方法等への支援・提案について優れた提案がなされているか

案がなされているか

調理過程の安全性（配点：5点）

調理及び検食において、安全、衛生の観点から優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を5点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・食品衛生・労働安全の観点から調理過程における問題発生防止策、問題発生時の対応、問題発生後の改善・再発防止策について優れた提案がなされているか

衛生管理業務（配点：5点）

衛生管理業務の内容である健康管理、研修、衛生検査等の実施において、安全、衛生の観点から優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を5点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・食品衛生・労働安全の観点から衛生管理業務における問題発生防止策、問題発生時の対応、問題発生後の改善・再発防止策について優れた提案がなされているか

運搬中の安全性（配点：3点）

運搬の方法、配送車の仕様において、安全、衛生、環境への配慮等の観点から優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を3点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・食品衛生・労働安全の観点から配送業務における問題発生防止策、問題発生時の対応、問題発生後の改善・再発防止策について優れた提案がなされているか
- ・配送車の仕様において、経済性、環境への配慮等について優れた提案がなされているか

残滓の発生抑制・リサイクル（配点：6点）

残滓の発生自体の抑制を期待できる提案がなされた場合や、残滓のリサイクル方法において、確実性、継続性、実効性等の観点から優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を6点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・確実性、継続性、実効性等の観点から、適切な分別・減量化及び再資源化について優れた提案がなされているか

給食の受け渡し後の安全性（配点：1点）

学校での給食受け渡し後の安全性の配慮において、優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を1点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・学校での給食受け渡し後の安全性の配慮について優れた提案がなされているか

食中毒等の原因究明（配点：2点）

食中毒等の発生時に事業者が実施する原因究明調査において優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・食中毒等の発生時に事業者が実施する原因究明調査について優れた提案がなされているか

その他安全、衛生への配慮（配点：2点）

その他、事業運営業務に関し、安全、衛生への配慮において優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

【主たる評価の観点】

- ・その他、運営業務の品質確保について優れた提案がなされているか

5) 入札価格に関する事項

入札価格（配点：30点）

入札価格について、次の方法により評価し、価格点を付与する。

（評価方法）

入札参加者中、入札価格から市の税金等収入を減じた額の現在価値（割引率4%）が最小となった提案を基準とし、以下に定める式により、価格点を付与する。

価格点 = $30 \times \text{最小入札価格の現在価値} / \text{入札価格の現在価値}$

得点は小数点第二位以下を四捨五入した値とする。

審査項目と提案様式の対応

本基準に示す審査項目の対象とする提案様式は以下のとおりである。原則として、様式のみを審査対象とする。

審査項目		対応する様式番号
提案内容の基礎審査	共通事項	提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと 第13号様式～第54号様式 提案書全体について、様式集に従った構成(項目の構成、枚数制限等)となっていること 第13号様式～第54号様式
	事業計画提案書	総合評価に用いる価格は、割引率4%で現在価値化されていること 第14号様式、第20号様式 リスク分担に関し、入札説明書別紙で示したリスクの分担方針との齟齬がないこと 第16号様式
	設計・建設業務提案書	当該提案に関連する各様式(別添「様式集」参照)に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること 第22号様式～第36号様式
	維持管理業務提案書	当該提案に関連する各様式(別添「様式集」参照)に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること 第37号様式～第46号様式
	事業運営業務提案書	当該提案に関連する各様式(別添「様式集」参照)に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること 第47号様式～第54号様式
提案内容の定量化審査	ア) 事業計画に関する事項	事業実施方針・実施体制 第15号様式 資金調達・返済計画の確実性・安定性 第19号様式、第20号様式 リスク管理の方針 第16号様式、第17号様式 市が実施する食数調整の自由度 第16号様式 地域経済・社会への貢献 第18号様式
	イ) 設計・建設業務に関する事項	社会性 第27号様式 環境保全性 第28号様式 安全性 第29号様式 機能性 第30号様式 経済性 第31号様式 施工計画 第32号様式
	ウ) 維持管理業務に関する事項	維持管運体制 第38号様式 修繕計画 第39号様式 清掃業務 第44号様式 その他維持管理業務 第38号様式～第45号様式
	エ) 事業運営業務に関する事項	調理体制 第48号様式～第50号様式 調理過程の安全性 第48号様式～第50号様式 衛生管理業務 第50号様式 運搬中の安全性 第51号様式 残滓の発生抑制・リサイクル 第52号様式 給食の受け渡し後の安全性 第51号様式 食中毒等の原因究明 第49号様式 その他安全、衛生への配慮 第48号様式～第53号様式
	オ) 入札価格に関する事項	入札価格 第14号様式